要介護認定者の障害者控除についてのお知らせ

要介護認定を受けている６５歳以上の方で、知的・身体障がい者に準ずる方や寝たきり高齢者又はその扶養者の方は、税務署等で所得税又は市・県民税の申告の際に、控除を受けられる場合があります。

控除を受ける場合、障害者手帳の交付を受けていない方は、市で交付する「障害者控除対象者認定証明書」を添付する必要があります。

「障害者控除対象者認定証明書」の交付を希望される方は以下いずれかの方法でご申請ください。

令和６年度から前年度に「障害者控除対象者認定証明書」を交付している方については、申請をしなくても「障害者控除対象者認定証明書」を交付します。
前年度に交付のない方で、所得税の確定申告又は市・県民税の申告をするために「障害者控除対象者認定証明書」が必要な方のみご申請ください。

窓口で申請する場合

海老名市障害者控除対象者認定申請書
※市役所１階９番窓口にご用意しています。
市のホームページ「障害者控除対象者認定」からもダウンロードができます。

＋

申請者の方の本人確認書類
※運転免許証・保険証・マイナンバーカード等

対象者の方の
介護保険被保険者証（水色）

【提出先】

市役所１階９番窓口
「高齢者福祉のこと」

郵送で申請する場合

海老名市障害者控除対象者認定申請書
※市役所１階９番窓口にご用意しています。
市のホームページ「障害者控除対象者認定」からもダウンロードができます。

＋

申請者の方の本人確認書類の写し
※運転免許証・保険証・マイナンバーカード等

対象者の方の
介護保険被保険者証（水色）の写し

【郵送先】

〒243-0492
海老名市勝瀬１７５番地の１
海老名市役所　介護保険課

⚠ 留意事項

1. 障害者手帳で控除を受ける方の申請は不要です。ただし、障害者手帳をお持ちの方で特別障害者の控除対象でない場合でも、申請すると特別障害者の控除が受けられる場合があります。
2. 要介護認定を受けていても基準に該当しなければ対象とならない場合があります。
3. 翌年の確定申告に必要な証明書の申請受付は、**１１月１日（閉庁日を除く）から**行います。
4. 認定証明書は、毎年１月中旬～下旬に申請者住所へ郵送します。
5. 遡りでの申請はいつでも受付できますが、申請から証明書の郵送に２週間程度かかります。

【制度に関するお問い合わせ・書類の提出先】

保健福祉部　介護保険課　介護認定係
市役所１階９番窓口「高齢者福祉のこと」
☎０４６－２３５－４９５３（直通）

【税に関するお問い合わせ】

財務部　市民税課　個人市民税係
市役所２階　窓口
☎０４６－２３５－８５９４（直通）